

外国為替レート参照型オフセット定期預金〈仕組み預金〉（円預入タイプ／外貨預入タイプ） 預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、外国為替レート参照型オフセット定期預金〈仕組み預金〉（円預入タイプ／外貨預入タイプ）（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

1. 本預金は、円または当行が別に定める通貨（外貨）で元本をお預けいただく預金です。円預入タイプは、判定日の為替レートが特約レートより円高になった場合に元本が相对通貨（外貨）に交換されて払い戻しされ、外貨預入タイプは、判定日の為替レートが特約レートより円安になった場合に元本が相对通貨（円）に交換されて払い戻される特約がついています。相对通貨は当行が別に定める通貨とします。
2. 元本が相对通貨に交換される場合、交換する為替レートは特約レートを適用します。
3. 本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位、または1補助通貨単位とします。

第7条（預入期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第8条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、設定日の東京時間10時に市場実勢相場を参照し当行が定める、預入通貨と相对通貨間の為替レートをいいます。
2. 本規定において特約レートとは、本預金の元本が相对通貨に交換されて払い戻されるか否かを判定するレートをいいます。募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

第9条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日（原則、満期日の5営業日前をいいます。）の東京時間15時に市場実

勢相場を参照し当行が定める為替レートと特約レートを基に、第2条1項の方法で払戻通貨が決定されます。元本が相対通貨に交換される場合は、特約レートにて預入通貨から相対通貨に交換され相対通貨と同一通貨のスターワン普通預金に振替入金されます。自動継続の取り扱いはありません。

第10条（利息）

1. 預り口の利息は、当行所定の金利が適用されるものとします。
2. 設定日から満期日までの利息は、預入時点で約定された利率（以下本規定で「約定利率」といいます。）が適用されるものとします。なお、為替レートの動きによる約定利率の変動はありません。
3. 本預金の元本の払戻通貨の種類にかかわらず、利息の支払いは預入通貨で行います。
4. 本預金の利息は、単利計算とします。
5. 付利単位は1円単位、または1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第11条（利息の支払方法）

1. 利息は満期日に一括して支払われるものとします。
2. 預り口の利息は、設定日に預入通貨と同一通貨のスターワン普通預金に入金する方法により支払います。
3. 第10条2項により決定された本預金の利息は、満期日に預入通貨と同一通貨のスターワン普通預金に入金する方法により支払います。

第12条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めたときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れされている期間を含みます。）。
 - (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
 - (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めたとき。
2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生するデリバティブ取引の解約による清算金を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。そのため、中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引きます。

第13条（預金連動型ローン商品との相殺）

1. 本預金はローン商品の借入要項および規定にかかわらず、預金連動型ローン商品の相殺計算対象預金（以下「対象預金」といいます。）とします。
2. 預金連動型ローン商品の利息計算の対象となる元本（以下「付利残高」といいます。）の計算における対象預金の控除の順は、当行が別に定めるものとします。
3. 本預金の外貨預入タイプについては、銀行所定の為替レートで円貨換算額を算出した上で付利残高を計算します。

第14条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第15条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上